

平成27年3月3日

京都大学法科大学院修了生各位

## 第7回 京都大学法科大学院同窓会総会のご案内

同窓会幹事 太田 慎也 (代表)  
同 河野 匠 範  
同 須田 守  
同 高岸 佳子  
(平成24年3月修了生)

謹啓 皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、今年も、第7回京都大学法科大学院同窓会総会を下記の日程で開催いたします。同窓会総会におきましては、同窓会幹事から本年度の同窓会の活動についてご報告申し上げるとともに、お食事をお楽しみいただきながら、同期や、先輩や後輩、恩師の先生方との交流をより深めていただきたいと考えております。

また、今回も前年に続きまして、総会に先立ち、特別講演を予定しております。

今年は、民法ご専門で、現在、法制審議会民法（債権関係）部会委員でいらっしゃる松岡久和先生（京都大学大学院法学研究科教授）に、今回の民法改正に関して、ご講演いただくこととなっております。今回の民法改正は、法制審議会民法部会での5年余りの審議を経て要綱案が取りまとめられ、今年2月24日に法制審議会本会での審議を通過し、今次通常国会における法案提出及び成立が見込まれているところ、改正の内容及び改正後にも残る解釈問題について、有意義なご講演をいただけるものと確信しております。

年に一度の同窓会総会を盛大に執り行いたいと存じますので、皆様ご多忙のこととは存じますが、万障お繰り合わせの上、是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。

なお誠に勝手ではございますが、会場準備の都合上、ご出席いただける方は、**平成27年4月30日までに**、①お名前、②修了期、③ご連絡先（電話番号または電子メールアドレス）、④特別講演へのご出欠を明記の上、**電子メールにて [jimu\\_hp003@yushinkai.gr.jp](mailto:jimu_hp003@yushinkai.gr.jp)（同窓会事務局宛）**までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。また、本件に関するお問い合わせ等は、太田（[sota@kitahama.or.jp](mailto:sota@kitahama.or.jp)）までよろしくお願いたします。

謹白

### 記

≪第Ⅰ部—特別講演≫ **\*講演者急病につき取りやめさせていただきます。**

講師：松岡 久和 教授（京都大学大学院法学研究科）

演題：『民法改正の重要問題——債権総論の問題を中心に——』

日時：平成27年5月30日（土） 午後2時から（午後1時30分開場）

場所：法経本館第4教室

≪第Ⅱ部 同窓会総会≫

日時：平成27年5月30日（土） 午後4時から（午後3時30分受付開始）

場所：京都大学 法経本館 大会議室（東棟4階）

会費：1期生～7期生（平成24年3月以前修了） 5000円

8期生（平成25年3月修了） 4000円

9期生～10期生（平成26年3月以降修了） 2000円